

無通帳型総合口座
(愛称：OKBピピット口座)
取引規定

OKB 大垣共立銀行

〈無通帳型総合口座

（愛称：OKBピピット口座）取引規定〉

1. 無通帳型総合口座取引

(1) 無通帳型総合口座取引（以下「本取引」といいます。）とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める取引をいいます。）、ゴールド総合口座取引（別途ゴールド総合口座取引規定に定める取引をいいます。）、およびスーパーゴールド総合口座取引（別途スーパーゴールド総合口座取引規定に定める取引をいいます。）のうち、本取引の当該口座（以下「本口座」といいます。）に対して、総合口座通帳を発行せず、かつ以下に定める条件を満たした取引をいいます。

- ① スーパーOKダイレクトのサービス口座に本口座を登録すること。
- ② 手のひら認証サービスの利用口座に本口座を登録すること。

(2) 前項の条件を満たした本口座を無通帳型総合口座（以下「OKBピピット口座」といいます。）とい

います。

(3) 前記(1)の条件を満たさなくなった場合、本口座に対して当社所定の総合口座通帳を発行します。

2. 取引明細表

OKBピピット口座の取引については、取引明細表を発行しません。本口座の取引明細はスーパーOKダイレクトにてご確認ください。

3. 定期預金期日案内

OKBピピット口座に付帯する定期預金については、期日案内を発行しません。定期預金の満期日および残高等は、スーパーOKダイレクトにてご確認ください。

4. マル優制度

OKBピピット口座の取引については、マル優制度の取り扱いはできません。

5. 決済用普通預金

OKBピピット口座は、普通預金単独で利用することができます。ただし、決済用普通預金として利用することはできません。

6. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、総合口座取引等規定集に収録の各規定、〈大垣共立〉カード規定、〈大垣共立〉スーパーOKダイレクト利用規定、手のひら認証サービス利用規定および各種優遇サービスに関連する諸規定により取り扱いします。

7. 規定の変更

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱いします。

以 上